

# 海老名市教育委員会

(平成28年 10月 定例会議事日程)

日時 平成28年10月28日(金)

午後3時30分

場所 海老名市役所401会議室

教育長報告

日程第1 報告第14号 ストレスチェックの実施について

# 海老名市教育委員会

## 平成28年10月定例会



### ◇教育長報告

#### 1 主な事業報告

- 9月29日（木） 教育委員会9月定例会  
最高経営会議  
海老名市英語教育推進協議会
- 30日（金） 海老名市議会第3回定例会本会議（閉会）
- 10月 1日（土） 柏ヶ谷小学校運動会  
ひびきあい塾  
オアシス運動ポスターコンクール表彰式  
市中総文
- 2日（日） 市中総文
- 3日（月） 門沢橋小学校朝会  
市長定例記者会見  
予算編成会議
- 4日（火） よりよい授業づくり学校訪問（柏ヶ谷中）  
台風18号情報連絡会
- 5日（水） 部内打合せ  
初任者授業参観（大谷小）
- 6日（木） 今泉中学校朝会  
初任者授業参観（有馬小）  
県央管内教育長会議
- 7日（金） 海老名小学校朝会  
保護司候補者検討協議会  
4市教育研究所会議
- 9日（日） 大谷歌舞伎観劇
- 11日（火） 社会教育委員会議  
教育委員会臨時会
- 12日（水） 部内打合せ  
10月校長会議
- 13日（木） 臨時校長会議

- 14日（金） 10月教頭会議  
図書館連絡会
- 16日（日） 相模国分寺むかしまつり
- 17日（月） 有馬小学校朝会
- 18日（火） 臨時最高経営会議  
市教委・校長連絡会
- 19日（水） 部内打合せ  
初任者授業参観（門沢橋小）  
県都市教育長会議
- 20日（木） よりよい授業づくり学校訪問（社家小）  
図書館指定管理者面談  
教育部予算ヒアリング
- 21日（金） 10月臨時議会  
教育部予算ヒアリング
- 22日（土） 第3回総合教育会議（海老名小）  
姉妹都市絵画交流展
- 23日（日） えびな健康マラソン  
えびな安全・安心フェスティバル
- 25日（火） 最高経営会議  
教育部予算ヒアリング  
登別白老観光協会学校訪問
- 26日（水） 部内打合せ  
初任者授業参観（柏ヶ谷小）  
海老名市教育支援委員会  
教育課題研究会
- 27日（木） 小中一貫教育視察（富山県砺波市）  
調べる学習コンクール審査  
学校予算編成調整会議（校長会）  
教育部内予算調整
- 28日（金） 教育委員会10月定例会  
小学校連合運動会  
県西観光ボランティア合同研修交流会  
教育部内予算調整

2 平成28年度全国学力・学習状況調査 海老名市分析について  
平成26年度より、全国学力・学習状況調査の結果の公表をスタートして3年目となります。

市の結果については、平均正答率を数値で公表し、各学校の結果については、児童生徒の状況を文言により表しています。

市、学校が、このことによって、調査結果の分析をこれまで以上に細かく行い、それを受けて今後の取組について表記しています。

この調査は、調査対象学年の特性によって、結果の違いがあることは否めませんが、3年目にして、市の傾向、学校の傾向が結果の分析から、明らかになってきました。

そこで、市としても、学校としても、今年度から、経年比較についても、分析することとしました。

結果を次に生かし、指導に役立てることは、この調査のねらいそのものです。教職員はもちろん、保護者や地域の人たちに幅広く周知し、学校全体で、市全体で海老名の子どもたちの学力向上、生活の改善につなげていきたいと考えているところです。

また、3年目となり、各学校での取組の成果が表れていると判断しているところです。

そして、教職員の授業改善、それに伴う日頃の学習や校内研究での取組が、今後ますます成果として表れると確信しているところです。

今年度の調査結果から、私は、あらためて、学校教育活動は、子どもの今と将来のために、教職員・保護者、地域の方々・教育委員会が共通理解のもと、一丸となって指導を継続することが、何より大切だということをお願いされたところです。

それでは、各担当の指導主事より、市の調査結果について説明します。



以上でございます。

## 報告第14号

### ストレスチェックの実施について

ストレスチェックの実施について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

平成28年10月28日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

### 報告理由

ストレスチェックの実施にあたり方針を定めたため

## ストレスチェックの実施について

平成 26 年 6 月 25 日に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 82 号）において、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）及びその結果に基づく面接指導の実施等を内容としたストレスチェック制度（労働安全衛生法第 66 条の 10 に係る事業場における一連の取組全体を指します）が新たに創設されたことに伴い、本市教育委員会においても、法の趣旨にのっとり、別紙のとおり「ストレスチェック実施方針」を定め、教職員を対象にストレスチェックを実施するものとする。

### 1 目的

教職員等自身のストレスへの気付きのきっかけづくりとその対処の支援、及び職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的とし、ストレスチェックの円滑な実施に向けて、取り組むものとする。

### 2 実施体制

- (1) 実施者 海老名市産業医およびストレスチェック実施委託業者（㈱フェアワークソリューションズ）
- (2) 事業者実施専務従事者 職員健康管理担当保健師、職員課給与厚生係員、市教育委員会担当者

### 3 実施対象者

ストレスチェックは、正規教職員及び再任用教職員（短時間含む）並びに 1 週間の所定労働時間数が正規教職員の 4 分の 3 以上である臨時的任用職員等に実施する。

### 4 実施方法

- ① ストレスチェックの調査票は紙媒体を用い、封入して各教職員へ配付
- ② 記入後、封入封緘した調査表を学校ごとに、とりまとめて就学支援課へ提出
- ③ 調査表を委託業者にて分析した後、各教職員へ結果を通知
- ④ 結果を踏まえ、希望者には医師等の面談を実施

### 5 実施スケジュール

- 11月1日 調査票配布
- 11月18日 調査票提出
- 12月中旬 教職員への結果送付
- 翌年1月～2月 産業医等による面接指導

# ストレスチェック実施方針

## 1 ストレスチェック実施目的

労働安全衛生法第66条の10の規定に基づき、教職員等自身のストレスへの気付きとその対処の支援、及び職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防を目的とするとともに、市民サービスの向上につながることであるため、ストレスチェックの円滑な実施に向けて、取り組むものとする。

## 2 ストレスチェック実施にあたっての留意事項

- (1) 教職員等の個人情報の保護への配慮を行い、安心して受検できる環境づくりに努める。
- (2) 受検者が所属する部署等の責任者にも配慮する。(特に集団分析を実施する場合には、その結果が責任者の評価等に反映されないような配慮を行う。)
- (3) 高ストレス者が放置されないよう、安心して面接指導を申し出ることが可能な環境づくりに努める。
- (4) ストレスチェックの実施詳細は、入札による委託業者選定後、スケジュールを策定するとともに、ストレスチェック実施手順を作成し、受検者に周知を図る。
- (5) 教職員等においてストレスチェックを受検しない、または医師面接指導等の申し出をしないこと等に対して、当該教職員に対して不利益な取り扱いは一切行わない。

## 3 ストレスチェック実施の取り組み

- (1) 実施時期  
入札による委託業者選定に伴い、11月末日までにストレスチェックを実施し、その後、医師面接を希望する者が速やかに面接を受けられるよう準備する。
- (2) 実施対象者  
ストレスチェックは、正規教職員及び再任用教職員(短時間含む)並びに1週間の所定労働時間数が正規教職員の4分の3以上である臨時的任用職員等に実施する。

## 4 実施体制

- (1) ストレスチェック実施者は、海老名市産業医及び入札によって選定する委託業者(外部機関)とし、保健師及び職員課担当者、市教育委員会担当者を実施事務従事者とする。
- (2) 実施するストレスチェックの種類や実施方法などのほか、詳細は安全衛生委員会にて審議して決定し、教職員等に広く周知する。

平成28年10月25日

海老名市教育委員会